

## 令和5年北海道告示第514号の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をした。

### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、足寄町北4条1丁目地内の土地を起業地として行う「特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

特別養護老人ホーム並びに老人デイサービスセンターは、いずれも老人福祉法に規定されている施設で、社会福祉法では、特別養護老人ホームは、第一種社会福祉事業、老人デイサービスセンターは第二種社会福祉事業と規定されている。したがって、本件事業は法第3条第23号に該当し、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第20条第2号の要件への適合性

既存の足寄町立特別養護老人ホームあゆみの園は老朽化しており大規模な修繕が必要であること、また、土砂災害警戒区域内にあり被災の可能性が高いことから、起業者である足寄町は、『足寄町立特別養護老人ホームあゆみの園新築基本計画』を策定し、足寄町議会の承認を得た上で本件事業を実施している。また、本件事業に必要な財源を交付金及び起債により確保することから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

本件事業により、施設の老朽化が解消され、立地場所が土砂災害警戒区域外となることから、既存施設より被災の可能性が低くなり、利用者の安全が確保される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく埋蔵文化財は存在しないこと及び希少動植物の生息がないことを確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### (3) 事業計画の合理性

本件事業における起業地の決定は、候補地6箇所の中から、土砂災害警戒区域外で安全性の高いこと、高齢者が利用しやすい平屋での建設が可能な土地面積が確保できること、他施設が隣接していて施設間での交流が容易であることなどを条件として比較検討を行った上で、もっとも優位性があった本件起業地に決定している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

既存施設は、老朽化しており、大規模な修繕が必要な状況であること、また、土砂災害警戒区域内であり被災する可能性が高いことから、利用者の安全を早急に確保する必要がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、事業計画に必要な範囲にとどめられている。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。